平成２８年（フ）第１３１号
埼玉県坂戸市三光町２番21－５号　パレット203号室、住民票上の住所埼玉県越谷市蒲生西町１丁目８番６－１号　レオネクストコスモ201
債務者　宗像　邦良
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１５４号
埼玉県飯能市大字岩沢279番地３　レジデンス元加治201
債務者　浦島　和華
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１７１号
埼玉県川越市広谷新町11番地23
債務者　黒田　尚美（旧姓古内）
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１７３号
埼玉県狭山市広瀬東４丁目７番30号
債務者　田邊　幸子
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第５１号
静岡県富士市原田976番地の１シャンドメール201号、前住所静岡県沼津市馬込66番地の３
債務者　向笠　公子
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月22日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第２３号
兵庫県加西市北条町東南196番地の１　サンライズ北条１－204
債務者　井寄　孝明
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月22日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２８年（フ）第２０号
北海道滝川市泉町１丁目１番10号　光コーポＢ　201号室
債務者　佐藤　誠司
1　決定年月日時　平成28年４月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月23日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２８年（フ）第４８号
北海道帯広市大空町９丁目３番地２　市営丘８－843号
債務者　吉田あき子
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月23日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第３７３号
盛岡市向中野４丁目４番25号　ディアス盛南Ｂ－201号
債務者　下屋敷央子
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月23日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第６１号
静岡県富士市宮島207番地の１　レオパレスマイガーデン105号
債務者　佐野　貴重
1　決定年月日時　平成28年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月23日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第７１号
愛知県丹羽郡扶桑町大字斎藤字北山143番地
債務者　米田留美子（旧姓松井）
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月23日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第３０号
長崎県大村市東本町77番地
債務者　宮田　幸造
1　決定年月日時　平成28年４月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月23日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２８年（フ）第３号
長崎県南松浦郡新上五島町奈摩郷981番地６、住民票上の前住所長崎県南松浦郡新上五島町奈摩郷988番地
債務者　松向　瑞穂（旧姓中島）
1　決定年月日時　平成28年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月23日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２８年（フ）第７７号
千葉市中央区仁戸名町368番地21　レオパレスピュアハイツ109号
債務者　安田　　猛
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１８２号
千葉県船橋市丸山４丁目２番５号　アドラーブル203号
債務者　古谷　篤志
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１９０号
千葉市緑区おゆみ野中央３丁目13番地57
債務者　五反田ちか子
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係